

住宅型有料老人ホーム

グランガーデン福岡浄水
重要事項説明書

株式会社 キューデン・グッドライフ福岡浄水

重要事項説明書

		記入年月日	平成21年11月10日
記入者名	川地 光	所属・職名	代表取締役支配人

1. 事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先			
事業主体の名称	法人等の種類	なし	あり
	名称	(ふりがな) きゅーでん・ぐっどらいふふくおかじょうすい 株式会社キューデン・グッドライフ福岡浄水	
事業主体の主たる 事務所の所在地	〒810-0004 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号		
事業主体の連絡先	電話番号	092-738-1180	
	FAX番号	092-738-1107	
	ホームページ アドレス	なし	
		あり: http://www.kyuden-gl.co.jp	
事業主体の代表者の 氏名及び職名	氏名	川地 光	
	職名	代表取締役支配人	
事業主体の設立年月日	平成19年7月9日		

事業主体が当該都道府県内で実施する他の介護サービス				
介護サービスの種類		事業所の名称		所在地
<居宅サービス>				
訪問介護	あり	なし		
訪問入浴介護	あり	なし		
訪問看護	あり	なし		
訪問リハビリテーション	あり	なし		
居宅療養管理指導	あり	なし		
通所介護	あり	なし		
通所リハビリテーション	あり	なし		
短期入所生活介護	あり	なし		
短期入所療養介護	あり	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	なし		
福祉用具貸与	あり	なし		
特定福祉用具販売	あり	なし		
<地域密着型サービス>				
夜間対応型訪問介護	あり	なし		
認知症対応型通所介護	あり	なし		
小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	なし		
居宅介護支援	あり	なし		
<居宅介護予防サービス>				
介護予防訪問介護	あり	なし		
介護予防訪問入浴介護	あり	なし		
介護予防訪問看護	あり	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし		
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし		
介護予防通所介護	あり	なし		
介護予防通所リハビリテーション	あり	なし		
介護予防短期入所生活介護	あり	なし		
介護予防短期入所療養介護	あり	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし		
介護予防福祉用具貸与	あり	なし		
特定介護予防福祉用具販売	あり	なし		
<地域密着型介護予防サービス>				
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
介護予防支援	あり	なし		
<介護保険施設>				
介護老人福祉施設	あり	なし		
介護老人保健施設	あり	なし		
介護療養型医療施設	あり	なし		

2. 施設概要

施設の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先		
施設の名称	(ふりがな) ぐらんがーでんふくおかじょうすい グランガーデン福岡浄水	
施設の所在地	〒810-0022 福岡市中央区薬院四丁目13番-17号	
施設の連絡先	電話番号	092-738-1180
	FAX番号	092-738-1107
	ホームページ	なし
	アドレス	あり: http://www.kyuden-gl.co.jp
施設の開設年月日	平成22年5月1日(予定)	
施設の管理者の 氏名及び職名	氏名 川地 光	
	職名 代表取締役支配人	
施設までの主な利用交通手段		
<p>○JR博多駅「博多駅前A」西鉄バス乗場から「桧原営業所」行きにて約15分(距離約2.8km)、 「薬院交番前」バス停下車、徒歩約3分(距離約220m)</p> <p>○福岡市営地下鉄七隈線「天神南」駅から約4分、「薬院大通」駅下車、徒歩約5分(距離約390m)</p> <p>○福岡都市高速「天神北」出口から車で約15分(距離約3.3km)</p>		
施設の類型及び表示事項	<p>○施設の類型 : 住宅型有料老人ホーム</p> <p>○居住の権利形態 : 利用権方式</p> <p>○利用料の支払い方式 : 一時金方式</p> <p>○入居時の要件 : 入居時自立</p> <p>○介護保険 : 在宅サービス利用可</p> <p>○居室区分 : 全室個室</p>	
介護保険事業所番号	—	
特定施設入居者生活介護の事業の開始年月日又は開始予定年月日、 指定又は許可を受けた年月日(指定又は許可の更新を受けた場合にはその年月日)		
事業開始(予定)年月日	—	
指定の年月日	—	
指定の更新年月日	—	

3. 従業者に関する事項

平成22年5月1日開設時（予定）

職種別の従業者の人数及びその勤務形態						
有料老人ホームの人数及びその勤務形態						
実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算 人数
	専従	非専従	専従	非専従		
施設長（代表取締役支配人）	1				1	1.0
生活相談員	2				2	2.0
看護職員	6				6	6.0
介護職員	6				6	6.0
機能訓練指導員	1				1	1.0
計画作成担当者					0	0.0
栄養士（外部委託）	-	-	-	-	-	-
調理員（外部委託）	-	-	-	-	-	-
事務員（営業を含む）	3				3	3.0
その他従業者	8		9		17	13.3
合計	27	0	9	0	36	32.3
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数					40	時間
※ 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において、常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。						
従業者である介護職員が有している資格						
延べ人数	常勤		非常勤			
	専従	非専従	専従	非専従		
社会福祉士						
介護福祉士	6					
介護職員基礎研修						
訪問介護員1級						
2級						
3級						
介護支援専門員						
従業者である機能訓練指導員が有している資格						
延べ人数	常勤		非常勤			
	専従	非専従	専従	非専従		
理学療法士						
作業療法士						
言語聴覚士						
看護師及び准看護師	1					
柔道整復士						
あん摩マッサージ指圧師						
夜勤を行う看護職員及び 介護職員の人数	最少時の人数(宿直の従事者を除いた人数)				1	
	平均時の人数				2	

特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者の人数及びその勤務形態						
実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算 人数
	専従	非専従	専従	非専従		
生活相談員	-	-	-	-	-	-
看護職員	-	-	-	-	-	-
介護職員	-	-	-	-	-	-
機能訓練指導員	-	-	-	-	-	-
計画作成担当者	-	-	-	-	-	-
その他従業者	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数					-	時間
※ 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において、常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。						
従業者である介護職員が有している資格						
延べ人数	常勤		非常勤			
	専従	非専従	専従	非専従		
社会福祉士	-	-	-	-		
介護福祉士	-	-	-	-		
介護職員基礎研修	-	-	-	-		
訪問介護員1級	-	-	-	-		
2級	-	-	-	-		
3級	-	-	-	-		
介護支援専門員	-	-	-	-		
従業者である機能訓練指導員が有している資格						
延べ人数	常勤		非常勤			
	専従	非専従	専従	非専従		
理学療法士	-	-	-	-		
作業療法士	-	-	-	-		
言語聴覚士	-	-	-	-		
看護師及び准看護師	-	-	-	-		
柔道整復士	-	-	-	-		
あん摩マッサージ指圧師	-	-	-	-		
管理者（支配人）の他の職務との兼務の有無					なし	あり
管理者が有している当該業務に係る資格等		なし	あり	資格等の名称		
特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護職員及び介護職員の常勤換算方法による人数の割合					-	

従業者の当該介護サービスに係る業務に従事した経験年数等						
	看護職員		介護職員		生活相談員	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数	-	-	-	-	-	-
前年度1年間の退職者数	-	-	-	-	-	-
業務に従事した経験年数	/		/		/	
1年未満の者の人数	-	-	-	-	-	-
1年以上3年未満の者の人数	-	-	-	-	-	-
3年以上5年未満の者の人数	-	-	-	-	-	-
5年以上10年未満の者の人数	-	-	-	-	-	-
10年以上の者の人数	-	-	-	-	-	-
	機能訓練指導員		計画作成担当者			
	常勤	非常勤	常勤	非常勤		
前年度1年間の採用者数	-	-	-	-		
前年度1年間の退職者数	-	-	-	-		
業務に従事した経験年数	/		/		/	
1年未満の者の人数	-	-	-	-		
1年以上3年未満の者の人数	-	-	-	-		
3年以上5年未満の者の人数	-	-	-	-		
5年以上10年未満の者の人数	-	-	-	-		
10年以上の者の人数	-	-	-	-		
従業者の健康診断の実施状況				なし	あり	

4. サービスの内容

施設の運営に関する方針	
<p>○サービス利用者である入居者の意思及び人格を尊重して、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めます。</p> <p>○施設のスタッフは、入居者が安心・快適に生活できるようお手伝いします。また、高齢者の心身の特性を踏まえて、自立した日常生活を営むことができるよう、必要に応じて、サービス計画に基づき、日常生活上の援助、機能訓練及び療養上の援助を行います。</p> <p>○地域社会の役割と責任を自覚し、地域社会や医療・介護機関等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。</p> <p>○事業の運営にあたっては、健全で安定した経営に努めます。</p>	

介護サービスの内容、利用定員等

個別機能訓練の実施(介護報酬の加算)の有無	なし	あり
夜間看護体制加算(介護報酬の加算)の有無	なし	あり
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	なし	あり
利用者の個別的な選択による介護サービスの実施状況	別紙	

協力医療機関	①福岡通信病院 (福岡市中央区薬院2-6-11 距離約500m) ②医療法人AGIH秋本病院 (福岡市中央区警固1-8-3 距離約870m) ③医療法人佐田厚生会佐田病院(福岡市中央区渡辺通2-4-28 距離約1.2km) ④医療法人HCUたけとみクリニック (福岡市中央区輝国2-11-13-101 距離約3.3km) ⑤医療法人ひのでクリニック (福岡市南区大橋3-25-32 距離約4.2km)
--------	--

(協力の内容)

医療機関の名称	診療科目	協力内容
①福岡通信病院	内科、循環器科、消化器科、外科、整形外科、婦人科、小児科、眼科、皮膚科、耳鼻咽喉科、麻酔科、放射線科	休日・夜間を含め、入居者の緊急時の受診及びこれに伴う治療、入院受入に協力します。
②医療法人AGIH秋本病院	外科(消化器外科)、内科、胃腸科、肛門科、心臓血管外科、整形外科、脳神経外科、放射線科	ただし、医療費等は、入居者の自己負担となります。
③医療法人佐田厚生会佐田病院	外科、消化器内科、整形外科、内科、循環器科	
④医療法人HCUたけとみクリニック	在宅療養支援診療所(内科)	施設内での健康相談、体調急変時における施設の看護スタッフへの指示及び往診、在宅医療同意書を交わしてからからの定期的訪問診察などに協力します。ただし、医療費等は、入居者の自己負担となります。
⑤医療法人ひのでクリニック	在宅療養支援診療所(外科、消化器外科)	

協力歯科医療機関	なし	あり	①的野歯科医院 (福岡市中央区薬院4-6-4 距離約370m) ②前田歯科クリニック(福岡市中央区六本松4-9-12 距離約2.4km)
----------	----	----	---

(協力の内容)

医療機関の名称	診療科目	協力内容
①的野歯科医院	一般歯科、小児歯科、審美歯科、矯正歯科	歯科診療における通院治療及び訪問歯科治療に協力します。
②前田歯科クリニック	歯科、小児歯科	ただし、医療費等は、入居者の自己負担となります。

要介護時における居室の住み替えに関する事項

要介護時に介護を行う場所

一般居室、一時静養室及び見守り付居室のいずれか（全室個室）

なお、各居室で訪問介護等の介護保険対象の在宅サービスを利用いただきます。

入居後に居室を住み替える場合

一時介護室（一時静養室）へ移る場合

なし

あり

判断基準・手続きについて

（その内容）

○一時静養室を利用する場合（管理規程別紙4-3）

風邪などの比較的軽い一時的な疾病の方、術後の療養の必要な方、急病の方などは、入居者の希望に基づき、看護スタッフの判断のもと、一時静養室をご利用いただく場合があります。なお、必要に応じ、介護保険サービス以外で、事業者が独自に提供するサービス（「生活支援サービス」という。詳細は、別添1「介護サービス等の一覧表」参照）をご利用いただけます。

追加的費用の有無

なし

あり

（その内容）

月額利用料は変わりませんが、おやつを喫食される場合、1日105円(税込)が食費に加算されます。

居室利用権の取り扱い

（その内容）

一時的な利用であり、一般居室の利用権に変更はありません。（入居契約書第13条3項）

入居一時金償却の調整の有無

なし

あり

従前の居室からの面積の増減の有無

なし

あり

従前居室との仕様の変更

便所の変更の有無

なし

あり

浴室の変更の有無

なし

あり

洗面所の変更の有無

なし

あり

台所の有無

なし

あり

その他の変更の有無

なし

あり

（その内容）

室内全体の仕様が異なります。

介護居室（見守り付居室）へ移る場合

なし

あり

判断基準・手続きについて

（その内容）

①見守り付居室を利用する場合（管理規程別紙4-3）

入居者の心身の状態により、健康管理委員会において、一般居室で受けることができる生活支援サービス（「生活支援サービス一覧表」に記載の「生活サービス」）に加え、見守り付居室における生活支援サービス（「生活支援サービス一覧表」に記載の「介護サービス」）が必要であると判断した場合は、一時的に見守り付居室に移っていただく場合があります。この場合、以下の手続きを行います。

- a. 事業者の指定する医師の意見を聴く
- b. 入居者の意思を確認する
- c. 入居者の身元引受人等の意見を聴く

②見守り付居室へ住み替える場合（管理規程別紙4-3）

見守り居室での生活支援サービスが常時必要となり、健康管理委員会において将来にわたり一般居室に戻る事が困難と判断した場合は、一般居室から見守り付居室へ住み替えていただく場合があります。この場合、以下の手続きを行います。

<p>a. 事業者の指定する医師の意見を聴く</p> <p>b. 緊急やむを得ない場合を除いて一定の観察期間（原則、通算6か月）を設ける</p> <p>c. 変更先の場所の概要、生活支援サービスの内容、費用負担等について入居者及び身元引受人等に説明を行う</p> <p>d. 入居者の同意を得る</p>		
追加的費用の有無	なし	あり
<p>(その内容)</p> <p>住み替えにあたって、新たな入居金は必要ありません。月額利用料も変わりません。ただし、おやつを喫食される場合、1日105円(税込)が食費に加算されます。</p>		
居室利用権の取り扱い		
<p>(その内容)</p> <p>①見守り付居室を利用する場合 一時的な利用であり、一般居室の利用権に変更はありません。（入居契約書第13条4項）</p> <p>②見守り付居室へ住み替える場合 一般居室の利用権は、見守り付居室の利用権に移行します。（入居契約書第13条5項）</p>		
入居一時金償却の調整の有無	なし	あり
従前の居室からの面積の増減の有無	なし	あり
従前居室との仕様の変更		
便所の変更の有無	なし	あり
浴室の変更の有無	なし	あり
洗面所の変更の有無	なし	あり
台所の有無	なし	あり
その他の変更の有無	なし	あり
<p>(その内容)</p> <p>○一般居室から見守り付居室への住み替えの場合、室内全体の仕様が異なります。</p> <p>○見守り付居室間の住み替えの場合、仕様の変更はありません。</p>		
その他	なし	あり
判断基準・手続きについて		
(その内容)		
追加的費用の有無	なし	あり
(その内容)		
居室利用権の取り扱い		
(その内容)		
入居一時金償却の調整の有無	なし	あり
従前の居室からの面積の増減の有無	なし	あり
従前居室との仕様の変更		
便所の変更の有無	なし	あり
浴室の変更の有無	なし	あり
洗面所の変更の有無	なし	あり
台所の有無	なし	あり
その他の変更の有無	なし	あり
(その内容)		

施設の入居に関する要件		
自立している者を対象	なし	あり
要支援の者を対象	なし	あり
要介護の者を対象	なし	あり
留意事項	<p>○入居時の年齢が満60歳以上である方</p> <p>○二人入居の場合は両者とも満60歳以上であり、両者の関係が、原則、夫婦もしくは三親等以内の血族、または一親等以内の姻族である方</p> <p>○入居時において、通常の日常生活をご自身で営むことが出来る健康状態にある方</p> <p>○健康保険及び介護保険に加入されている方</p> <p>○施設の運営趣旨をご理解いただき、他のご入居者と協調した生活が出来る方</p> <p>○原則として、身元引受人を1名以上定められる方</p> <p>○お二人入居の場合で、入居時の年齢が満71歳以上の方は、同時入居を原則とします。</p>	
契約の解除の内容	<p>①契約の終了（入居契約書第28条） 入居者が死亡したとき（入居者が二人の場合は両者とも死亡したとき）</p> <p>②事業者からの契約解除（入居契約書第29条） 事業者は、入居者が次のいずれかに該当し、そのことが入居契約を将来にわたり維持することが、社会通念上著しく困難と認められる場合に、90日の予告期間において、契約を解除することがあります。</p> <p>a. 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき</p> <p>b. 月額利用料、その他の支払いを正当な理由なく、しばしば滞納するとき</p> <p>c. 禁止または制限される行為の規定に違反したとき</p> <p>d. 入居者の行動が、他の入居者または従業員の生命に危害を及ぼし、または、その危害の切迫した恐れがあり、かつ有料老人ホームにおける通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないとき</p> <p>③入居者からの解約（入居契約書第30条） 入居者が契約を解約しようとする場合は、30日前までに所定の「解約届」を事業者へ届け出て、解約の申し入れを行うことにより、契約を解約することができます。</p>	
体験入居の内容	<p>2泊3日以内の日程で、体験入居が可能</p> <p>1泊2日 5,250円（税込）／人 *食事代は実費</p>	
入居定員	209名（一般居室190名、見守り付居室19名）	
その他	<p>【短期解約特例】（入居契約書第45条） 一時金適用償却期間の起算日から90日以内に解約される場合は、入居契約書第45条に基づき、受領済みの入居一時金、生活支援費、月額利用料及びその他費用から日割り計算に基づく利用料を差し引いた金額を無利息で返還します。</p>	

入居者の状況

入居者の人数(報告に関する計画の基準日の前月末日)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
65歳未満	0	0	0	0	0	0
65歳以上75歳未満	0	0	0	0	0	0
75歳以上85歳未満	0	0	0	0	0	0
85歳以上	0	0	0	0	0	0
	自立	要支援1	要支援2	経過的要介護		合計
65歳未満	0	0	0	0		0
65歳以上75歳未満	0	0	0	0		0
75歳以上85歳未満	0	0	0	0		0
85歳以上	0	0	0	0		0

入居者の平均年齢 00.0歳

入居者の男女別人数 男性 0 女性 0

入居率(一時的に不在となっている者を含む) 0.000%

前年度の有料老人ホームを退去した者の人数

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
自宅等	0	0	0	0	0	0
社会福祉施設	0	0	0	0	0	0
医療機関	0	0	0	0	0	0
死亡者	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
	自立	要支援1	要支援2	経過的要介護		合計
自宅等	0	0	0	0		0
社会福祉施設	0	0	0	0		0
医療機関	0	0	0	0		0
死亡者	0	0	0	0		0
その他	0	0	0	0		0

入居者の入居期間

入居期間	6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上
入居者数	0	0	0	0	0	0

施設、設備等の状況						
建物の構造	建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物			なし	あり	
	建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物			なし	あり	
居室の状況	区分			室数	人数	1の居室の床面積
	一般居室個室	あり	なし	146	190	44.55～105.12 m ²
	一般居室相部屋	あり	なし	-	-	- m ²
	介護居室個室 (見守り付居室)	あり	なし	19	19	21.35～23.94 m ²
	介護居室相部屋	あり	なし	-	-	- m ²
	一時介護室 (一時静養室)	あり	なし	2	2	21.35～21.49 m ²
共用便所の設置数	9 か所	うち男女別の対応が可能な数			4 か所	
		うち車椅子等の対応が可能な数			5 か所	
個室の便所の設置数	167 か所	個室における便所の設置割合			100 %	
		うち車椅子等の対応が可能な数			167 か所	
浴室の設備状況						
浴室の数	個浴	大浴槽		特殊浴槽	リフト浴	
	146 か所(一般居室) 2 か所(介護浴室)	2か所 (男女別大浴場)		1か所 (介護浴室)	0か所	
その他、浴室の設備に関する事項		一般居室：緊急コール設置、全室個浴 介護浴室：緊急コール設置				
食堂の設備状況	自立者用：1階レストラン181席（一般席111席、プライベートダイニング24席、テラス席46席） 要介護者用：3階ダイニング 24席（ダイニング内にキッチンあり）					
入居者等が調理を行う設備状況				なし	あり	
その他、共用施設の設備状況						
なし	あり	(その内容) 屋外 アプローチガーデン、フォレストガーデン、ウォーターガーデン、スモールガーデン、駐車場・駐輪場(有料) 1階 メインエントランス、サブエントランス、フロント、ライブラリー、ホール、ロビーラウンジ、ウインターガーデン、レストラン、プライベートダイニング、ティーラウンジ、コミunalガーデン 2階 エクササイズルーム、シアタールーム、ゲームルーム、カルチャールーム、アトリエ 3階 一時静養室、健康管理室、ケアステーション、ダイニング、多目的室、アクティビティラウンジ、カンファレンス室、介護浴室(個別浴室、機械浴室)、理美容室(理美容料金は有料)、ルーフガーデン 4階 大浴場(男湯、女湯)、自動販売機コーナー、ルーフガーデン 各階 クリーンルーム(ごみ置場) 棟内 ゲストルーム(有料)				
バリアフリーの対応状況						
(その内容) 全居室内、廊下、共用施設に手すり設置、車椅子での移動可能						
消火設備等の状況		なし	あり	スプリンクラー設置		
緊急通報装置の設置状況		なし	一部あり	各居室内にあり		
外線電話回線の設置状況		なし	一部あり	各居室内にあり		
テレビ回線の設置状況		なし	一部あり	各居室内にあり		

施設の敷地に関する事項													
敷地の面積		9,202.02 m ²											
事業所を運営する法人が所有		なし		一部あり		あり							
抵当権の設定		なし		あり									
貸借(借地) 普通借地契約 (一部、土地使用貸借契約あり) 九州電力㈱から㈱キューデン・グッドライフ福岡浄水が賃借													
なし		あり		契約期間		始		平成20年11月10日		終		平成52年3月31日	
				契約の自動更新				なし		あり			
施設の建物に関する事項													
建物の延床面積		17,702.55 m ²											
事業所を運営する法人が所有		なし		一部あり		あり							
抵当権の設定		なし		あり									
貸借(借家)													
なし		あり		契約期間		始				終			
				契約の自動更新				なし		あり			

利用者からの苦情に対応する窓口等の状況

事業主体や施設に設置している利用者からの苦情に対応する窓口

窓口の名称	① 株式会社キューデン・グッドライフ福岡浄水 ② 株式会社キューデン・グッドライフ（九州電力㈱100%出資の親会社）		
電話番号	① 092-738-1180 ② 092-738-1105		
対応している時間	平日	① 9:00～17:00	② 同左
	土曜	① 9:00～17:00	② 休み
	日曜・祝日	① 9:00～17:00	② 休み
定休日等	① なし ② 土曜日、日曜日、祝日、年末・年始		

上記以外の利用者からの苦情に対応する主な窓口

窓口の名称	① 社団法人全国有料老人ホーム協会 ② 福岡県保健医療介護部高齢者支援課		
電話番号	① 03-3272-3781（代表） ② 092-651-1111（代表）		
対応している時間	平日	① 10:00～16:00	② 9:00～17:00
	土曜	① 休み	② 休み
	日曜・祝日	① 休み	② 休み
定休日等	土曜日、日曜日、祝日、年末・年始		

サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応

損害賠償責任保険の加入状況

なし	あり	(その内容) 施設賠償責任保険に加入しており、サービス提供上の事故により、入居者の生命・身体・財産に損害が発生した場合、不可抗力による場合を除き賠償されます。 ただし、入居者に重大な過失がある場合は、賠償を減ずるものとします。
----	----	---

その他、介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関すること

なし	あり	(その内容)
----	----	--------

サービスの提供内容に関する特色等

(その内容)

- フロント：宅配便・郵便物等の不在時受取り、来訪者の取次ぎ、タクシー等の手配、生活相談など
- 緊急対応：緊急通報対応、避難誘導など
- 健康管理：年2回の定期健康診断勧奨（医療機関で実施）など
- 環境整備：共用部の清掃、ごみ処理など
- 生活支援：体調不良時等の家事支援など

利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取り組みの状況

なし	あり	実施した年月日		
		当該結果の開示状況	なし	あり

第三者による評価の実施状況

なし	あり	実施した年月日		
		実施した評価機関の名称		
		当該結果の開示状況	なし	あり

5. 利用料金

年齢により一時金の料金が異なる場合		なし	あり																								
一時金に関する費用																											
①居室に要する一時金（一般居室や介護居室、共用部分の利用のための家賃相当額に充当されるもの）		なし	あり																								
名称	入居一時金、追加入居一時金																										
入居一時金の算定根拠	<p>○入居者が居住する居室及び入居者が利用する共用施設等の費用として、終身にわたって受領する家賃相当費用です。</p> <p>○地代、建設費、修繕費、借入利息、管理事務費等を基礎とし、近傍家賃を参照し、想定居住期間を勘案して算出しています。</p>																										
最低の額、最高の額、最多価格帯																											
入居時年齢	1人入居の場合				2人入居の場合																						
	最低の額	最高の額	最多価格帯 (44.55～50.94㎡)		最低の額	最高の額	最多価格帯 (44.55～50.94㎡)																				
満71歳未満	2,984万円	10,752万円	3,600万円台	13戸	3,784万円	11,552万円	4,400万円台	13戸																			
満71歳	2,934万円	10,573万円	3,500万円台	14戸	3,721万円	11,359万円	4,300万円台	17戸																			
満72歳	2,851万円	10,274万円	3,400万円台	14戸	3,616万円	11,039万円	4,200万円台	13戸																			
満73歳	2,768万円	9,975万円	3,300万円台	17戸	3,511万円	10,718万円	4,100万円台	14戸																			
満74歳	2,685万円	9,677万円	3,200万円台	18戸	3,405万円	10,397万円	3,900万円台	17戸																			
満75歳	2,603万円	9,378万円	3,100万円台	21戸	3,300万円	10,076万円	3,800万円台	18戸																			
満76歳	2,520万円	9,079万円	3,000万円台	21戸	3,195万円	9,755万円	3,700万円台	18戸																			
満77歳	2,437万円	8,781万円	2,900万円台	21戸	3,090万円	9,434万円	3,600万円台	15戸																			
満78歳	2,354万円	8,482万円	2,800万円台	22戸	2,985万円	9,113万円	3,400万円台	16戸																			
満79歳	2,271万円	8,183万円	2,700万円台	22戸	2,880万円	8,792万円	3,300万円台	22戸																			
満80歳以上	2,188万円	7,885万円	2,600万円台	22戸	2,775万円	8,471万円	3,200万円台	19戸																			
二人入居の場合の入居時年齢は、二人の満年齢の平均値とします。（小数点以下切り上げ）																											
一時金の償却に関する事項																											
償却開始	入居をした月	なし	あり																								
	上記以外	(その内容)																									
初期償却率(%)	15%（短期解約特例を除き、返還しない）																										
償却年月数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>入居時年齢</th> <th>償却年月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満71歳未満</td> <td>180か月（15.0年）</td> </tr> <tr> <td>満71歳</td> <td>174か月（14.5年）</td> </tr> <tr> <td>満72歳</td> <td>168か月（14.0年）</td> </tr> <tr> <td>満73歳</td> <td>162か月（13.5年）</td> </tr> <tr> <td>満74歳</td> <td>156か月（13.0年）</td> </tr> <tr> <td>満75歳</td> <td>150か月（12.5年）</td> </tr> <tr> <td>満76歳</td> <td>144か月（12.0年）</td> </tr> <tr> <td>満77歳</td> <td>138か月（11.5年）</td> </tr> <tr> <td>満78歳</td> <td>132か月（11.0年）</td> </tr> <tr> <td>満79歳</td> <td>126か月（10.5年）</td> </tr> <tr> <td>満80歳以上</td> <td>120か月（10.0年）</td> </tr> </tbody> </table>			入居時年齢	償却年月数	満71歳未満	180か月（15.0年）	満71歳	174か月（14.5年）	満72歳	168か月（14.0年）	満73歳	162か月（13.5年）	満74歳	156か月（13.0年）	満75歳	150か月（12.5年）	満76歳	144か月（12.0年）	満77歳	138か月（11.5年）	満78歳	132か月（11.0年）	満79歳	126か月（10.5年）	満80歳以上	120か月（10.0年）
入居時年齢	償却年月数																										
満71歳未満	180か月（15.0年）																										
満71歳	174か月（14.5年）																										
満72歳	168か月（14.0年）																										
満73歳	162か月（13.5年）																										
満74歳	156か月（13.0年）																										
満75歳	150か月（12.5年）																										
満76歳	144か月（12.0年）																										
満77歳	138か月（11.5年）																										
満78歳	132か月（11.0年）																										
満79歳	126か月（10.5年）																										
満80歳以上	120か月（10.0年）																										

解約時返還金の算定方法

①入居者が一人の場合であって、契約が終了した場合（入居契約書第34条1項）

a. 「適用償却期間」（契約時に定める償却年月数）内の場合

入居一時金の85%を「適用償却期間」で償却し、この期間内に契約が終了した場合には、下記の計算式に基づき無利息で返還します。

$$\text{入居一時金} \times 0.85 \times (\text{適用償却期間} - \text{入居経過月数}) \div \text{適用償却期間}$$

b. 「適用償却期間」を超える場合

返還金はありません。ただし、入居一時金の追加徴収は行いません。

②入居者が二人の場合であって、その一方が死亡又は退去した場合（入居契約書34条1項）

a. 「適用償却期間」内の場合

追加入居一時金の85%を「適用償却期間」で償却し、この期間内に契約が終了した場合には、下記の計算式に基づき無利息で返還します。

$$\text{追加入居一時金} \times 0.85 \times (\text{適用償却期間} - \text{二人入居経過月数}) \div \text{適用償却期間}$$

b. 「適用償却期間」を超える場合

返還金はありません。ただし、追加入居一時金の追加徴収は行いません。

③生活支援サービス場所変更（見守り付居室へ住み替え）時の調整返還金（入居契約書34条3項）

生活支援サービス場所変更時の入居一時金未償却残高－調整返還金の算出基礎額

入居時年齢に応じ、調整返還金の算出基礎額は下表のとおりとします。

ただし、未償却残高が調整返還金の算出基礎額に不足する場合、その差額の追加徴収は行いません。なお、入居者が二人の場合であって、その一方が途中で生活支援サービス場所を変更（見守り付居室へ住み替え）される場合、調整返還金はありません。

入居時年齢	調整返還金の算出基礎額
満71歳未満	1,860 万円
満71歳	1,829 万円
満72歳	1,777 万円
満73歳	1,726 万円
満74歳	1,674 万円
満75歳	1,622 万円
満76歳	1,571 万円
満77歳	1,519 万円
満78歳	1,467 万円
満79歳	1,416 万円
満80歳以上	1,364 万円

④生活支援サービス場所変更（見守り付居室へ住み替え）後の返還金（入居契約書34条4項）

$$\text{生活支援サービス場所変更後の入居一時金未償却残高} \times \{ (\text{適用償却期間} - \text{変更までの経過月数}) - \text{変更後の経過月数} \} \div (\text{適用償却期間} - \text{変更までの経過月数})$$

保全措置の実施状況

なし	あり	<p>(その内容)</p> <p>(社)全国有料老人ホーム協会の入居者基金に加入しています。(入居契約書第34条10項)</p> <p>入居者基金は、施設と入居者が入居契約追加特約を締結し、当社が個別の入居者について基金に拠出金を支払うことにより、万一倒産に至り、全入居者が施設から退去せざるを得なくなり、かつ入居者から入居契約が解除された場合に、償却期間終了後においても、(社)全国有料老人ホーム協会から保証金として、入居者一人に対し500万円が支払われます。(500万円は居室に要する入居一時金と、生活支援費の総額に対する保証額です)</p>
----	----	---

②利用者の選定による介護サービス利用料 (人員配置が手厚い場合の介護サービス)		なし	あり																																																																							
(「あり」の場合、その内容及び利用料)																																																																										
「あり」の場合、介護保険給付及び利用者負担分による収入によって賄えない額に充当するものとしての合理的な積算根拠		なし	あり																																																																							
名称																																																																										
一時金の償却に関する事項																																																																										
償却開始	入居をした月	なし	あり																																																																							
	サービス提供を開始した月	なし	あり																																																																							
	上記以外	(その内容)																																																																								
初期償却率(%)																																																																										
償却年月数																																																																										
解約時返還金の算定方法																																																																										
保全措置の実施状況		なし	あり (その内容)																																																																							
③利用者の個別的な選択による介護サービス利用料		なし	あり																																																																							
(「あり」の場合、その内容及び利用料)																																																																										
名称																																																																										
一時金の償却に関する事項																																																																										
償却開始	入居をした月	なし	あり																																																																							
	サービス提供を開始した月	なし	あり																																																																							
	上記以外	(その内容)																																																																								
初期償却率(%)																																																																										
償却年月数																																																																										
解約時返還金の算定方法																																																																										
保全措置の実施状況		なし	あり (その内容)																																																																							
④その他に要する一時金 (a)		なし	あり																																																																							
(「あり」の場合、その内容及び利用料)																																																																										
<p>当該施設において提供する生活支援サービス（介護保険サービス以外で、事業者が独自に行うサービス）の費用として、一人につき下表の金額を徴収し、事業者は当該費用を次のように使途します。</p> <p>①看護又は介護スタッフの配置費用(24時間365日要員を確保し、生活支援サービスを提供するための費用)</p> <p>②協力医療機関との提携費用(健康相談、健康管理の費用)</p> <p>③簡易健康診断の費用(入居時及び年1回、医療機関で実施するための費用)</p> <p style="text-align: right;">単位：万円(税込)</p>																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">入居時年齢</th> <th colspan="3">費用の内訳(一人当たり)</th> <th rowspan="2">一人入居の場合</th> <th rowspan="2">二人入居の場合</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満71歳未満</td> <td>539.8</td> <td>73.4</td> <td>16.8</td> <td>630</td> <td>1,260</td> </tr> <tr> <td>満71歳</td> <td>531.2</td> <td>72.2</td> <td>16.5</td> <td>620</td> <td>1,240</td> </tr> <tr> <td>満72歳</td> <td>515.8</td> <td>70.1</td> <td>16.1</td> <td>602</td> <td>1,204</td> </tr> <tr> <td>満73歳</td> <td>501.2</td> <td>68.2</td> <td>15.6</td> <td>585</td> <td>1,170</td> </tr> <tr> <td>満74歳</td> <td>485.8</td> <td>66.1</td> <td>15.1</td> <td>567</td> <td>1,134</td> </tr> <tr> <td>満75歳</td> <td>471.3</td> <td>64.1</td> <td>14.7</td> <td>550</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>満76歳</td> <td>455.8</td> <td>62.0</td> <td>14.2</td> <td>532</td> <td>1,064</td> </tr> <tr> <td>満77歳</td> <td>441.3</td> <td>60.0</td> <td>13.7</td> <td>515</td> <td>1,030</td> </tr> <tr> <td>満79歳</td> <td>411.3</td> <td>55.9</td> <td>12.8</td> <td>480</td> <td>960</td> </tr> <tr> <td>満80歳以上</td> <td>395.9</td> <td>53.8</td> <td>12.3</td> <td>462</td> <td>924</td> </tr> </tbody> </table>						入居時年齢	費用の内訳(一人当たり)			一人入居の場合	二人入居の場合	①	②	③	満71歳未満	539.8	73.4	16.8	630	1,260	満71歳	531.2	72.2	16.5	620	1,240	満72歳	515.8	70.1	16.1	602	1,204	満73歳	501.2	68.2	15.6	585	1,170	満74歳	485.8	66.1	15.1	567	1,134	満75歳	471.3	64.1	14.7	550	1,100	満76歳	455.8	62.0	14.2	532	1,064	満77歳	441.3	60.0	13.7	515	1,030	満79歳	411.3	55.9	12.8	480	960	満80歳以上	395.9	53.8	12.3	462	924
入居時年齢	費用の内訳(一人当たり)			一人入居の場合	二人入居の場合																																																																					
	①	②	③																																																																							
満71歳未満	539.8	73.4	16.8	630	1,260																																																																					
満71歳	531.2	72.2	16.5	620	1,240																																																																					
満72歳	515.8	70.1	16.1	602	1,204																																																																					
満73歳	501.2	68.2	15.6	585	1,170																																																																					
満74歳	485.8	66.1	15.1	567	1,134																																																																					
満75歳	471.3	64.1	14.7	550	1,100																																																																					
満76歳	455.8	62.0	14.2	532	1,064																																																																					
満77歳	441.3	60.0	13.7	515	1,030																																																																					
満79歳	411.3	55.9	12.8	480	960																																																																					
満80歳以上	395.9	53.8	12.3	462	924																																																																					

名称		生活支援費	
一時金の償却に関する事項			
償却開始	入居をした月	なし	あり
	サービス提供を開始した月	なし	あり
	上記以外	(その内容)	
初期償却率(%)	15% (短期解約特例を除き、返還しない)		
償却年月数	入居一時金に同じ		
解約時返還金の算定方法			
<p>①「適用償却期間」内の場合 (34条2項) 生活支援費の85%を「適用償却期間」で償却し、この期間内に契約が終了した場合には、下記の計算式に基づき無利息で返還します。 生活支援費 × 0.85 × (適用償却期間 - 入居経過月数) ÷ 適用償却期間</p> <p>②「適用償却期間」を超える場合 返還金はありません。ただし、生活支援費の追加徴収は行いません。</p>			
保全措置の実施状況			
なし	あり	(その内容) (社)全国有料老人ホーム協会の入居者基金に加入しています。(入居契約書第34条10項) 入居者基金は、施設と入居者が入居契約追加特約を締結し、当社が個別の入居者について基金に拠出金を支払うことにより、万一倒産に至り、全入居者が施設から退去せざるを得なくなり、かつ入居者から入居契約が解除された場合に、償却期間終了後においても、(社)全国有料老人ホーム協会から保証金として、入居者一人に対し500万円が支払われます。(500万円は居室に要する入居一時金と、生活支援費の総額に対する保証額です)	
④その他に要する一時金 (b)		なし	あり
<p>入居契約書に定める身元引受人を立てることができない場合には、入居金以外に別途、保証金300万円を預け入れていただきます。事業者は、保証金を次のような場合などの支払いに充当します。</p> <p>①急な入院・けが等で本人が支払うことのできない医療費等が生じた場合 ②病気、障害、その他の理由で管理費等の支払いに支障が生じた場合 ③葬儀等を施設に依頼している場合の執行費用</p>			
名称		保証金制度 (入居契約書第36条6項)	
解約時返還金の算定方法			
入居中に使用しなかった場合もしくは、契約終了時に残高がある場合には、入居契約書に定める返還金受取人に返還します。			
保全措置の実施状況			
なし	あり	(その内容)	
一時金に対する留意事項等			
なし	あり	(その内容) 保証金は、新たに身元引受人を立てる場合には、全額無利息で返還します。	

介護保険給付以外のサービスに要する費用

月額の場合の利用料の額

管理費	なし	<input checked="" type="radio"/> あり	[一人入居]105,000円(税込) [二人入居]157,500円(税込)
-----	----	-------------------------------------	--

(「あり」の場合、その用途)
事務管理及び生活サービスにかかる人件費
行事関係費、備品及び消耗品費等の運営諸経費
共用施設の維持管理費

食費	なし	<input checked="" type="radio"/> あり	63,000～69,300円(税込) / 人・月 1日3食30日お召し上がりになられた場合の食費です。
----	----	-------------------------------------	--

(「あり」の場合、その内容)
 1食当たりの食費は次のとおりです。朝食420円、昼食630円、夕食1,050～1,260円
 食費は1日3食30日お召し上がりになられた場合、63,000～69,300円(税込) / 人となります。ただし、食費の合計が、月額21,000円(税込) / 人を超えない場合でも、レストラン安定運営のため、月額21,000円(税込) / 人をお支払いいただきます。
 なお、月に20日以上ご不在の場合には、喫食実績分のみをお支払いいただきます。

光熱水費	なし	<input checked="" type="radio"/> あり	(その内容) 一般居室内は別途実費負担
------	----	-------------------------------------	------------------------

利用者の個別的な選択による介護サービス利用料

人員配置が手厚い場合の介護サービス	<input checked="" type="radio"/> なし	あり
-------------------	-------------------------------------	----

(「あり」の場合、その内容及び利用料)

「あり」の場合、介護保険給付及び利用者負担分による収入によって賄えない額に充当する者としての合理的な積算根拠	なし	あり
--	----	----

個別的な選択による介護サービス	<input checked="" type="radio"/> なし	あり
-----------------	-------------------------------------	----

(「あり」の場合、その内容及び利用料)

家賃相当額	<input checked="" type="radio"/> なし	あり	円
-------	-------------------------------------	----	---

その他に必要な月額利用料	なし	<input checked="" type="radio"/> あり
--------------	----	-------------------------------------

(「あり」の場合、その内容及び利用料)

区分	月額利用料	備考	
駐車場	自家用車	21,000円(税込) / 台	
駐輪場	電動シニアカー	3,150円(税込) / 台	電気代を含む
	バイク	2,100円(税込) / 台	
	自転車	525円(税込) / 台	

その他、一時金及び利用料以外に必要な利用料	なし	<input checked="" type="radio"/> あり
-----------------------	----	-------------------------------------

(「あり」の場合、その内容及び利用料)

- 別途利用料を徴収した上で実施するサービス(詳細は、別添3「生活支援サービス一覧表」参照)
- 電話料金、介護用品費、医療費などの自己負担部分、参加任意のイベント・サークル参加料

料金改定の方法

管理費・食費の改定については、人件費、物価の変動、提供するサービス形態の変更、コストの見直し等に基づき、運営懇談会の意見を聴いた上で決定します。

その他

本施設の南西及び北西側は、九州電力株式会社の所有地です。当該土地及び当該土地に存する建築物の利用、処分については、現在同社にて検討中です。

当該土地には、将来建築物（中高層を含みます）が建築（増築、再築、建て替え等を含みます）される場合があります。その場合、現在の周辺環境、景観、日照条件等が変化することが予想されます（将来にわたって現在の周辺環境等の条件が確保されるものではありません）。

また、将来建築工事が行われる場合、騒音、振動、塵埃等が発生する場合があります。

添付書類：別添1「介護サービス等の一覧表」、別添2「生活支援サービス区分表」、別添3「生活支援サービス一覧表」

私は、本書面に基づき、事業者から重要事項の説明を受けました。

入居者署名 _____ 印

立会人署名 _____ 印

入居者署名 _____ 印

説明年月日 _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

説明者署名 _____ 印

介護サービス等の一覧表（生活支援サービス）

※当社は、自立者への一時的サービス、又は要支援、要介護者の状況及び希望に基づき、下記に定める「介護保険サービス以外の独自サービス」を提供します。

	特定施設入居者生活介護費で実施するサービス		特定施設入居者生活介護費、各種一時金、月額の利用料等で実施するサービス(※)		別途利用料を徴収した上で実施するサービス		備考
介護サービス							
食事介助	なし	あり	なし	あり	なし	あり	個別に実施する場合、1,575円(税込)／30分
排泄介助・おむつ交換	なし	あり	なし	あり	なし	あり	計画的に実施する場合、1,575円(税込)／30分
おむつ代	なし	あり	なし	あり	なし	あり	おむつが必要な場合、実費負担
入浴(一般浴)介助・清拭	なし	あり	なし	あり	なし	あり	入浴3,150円(税込)／回(60分まで)、清拭又はシャワー浴1,050円(税込)／回(20分まで)、超過10分毎525円(税込)加算
特浴介助	なし	あり	なし	あり	なし	あり	入浴3,150円(税込)／回(60分まで)、超過10分毎525円(税込)加算
身辺介助(移動・着替え等)	なし	あり	なし	あり	なし	あり	計画的に実施する場合、1,575円(税込)／30分
機能訓練	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
通院介助(協力医療機関)	なし	あり	なし	あり	なし	あり	再診以降は、必要に応じ、1,575円(税込)／30分＋交通費実費
通院介助(協力医療機関以外)	なし	あり	なし	あり	なし	あり	必要に応じ、1,575円(税込)／30分＋交通費実費
生活サービス							
居室清掃	なし	あり	なし	あり	なし	あり	必要に応じ実施。詳細は「生活支援サービス一覧表」を参照
リネン交換	なし	あり	なし	あり	なし	あり	同上
日常の洗濯	なし	あり	なし	あり	なし	あり	同上
居室配膳・下膳	なし	あり	なし	あり	なし	あり	同上
入居者の嗜好に応じた特別な食事	なし	あり	なし	あり	なし	あり	実費負担
おやつ	なし	あり	なし	あり	なし	あり	同上
理美容師による理美容サービス	なし	あり	なし	あり	なし	あり	同上
買い物代行(通常の利用区域)	なし	あり	なし	あり	なし	あり	必要に応じ実施。詳細は「生活支援サービス一覧表」を参照
買い物代行(上記以外の区域)	なし	あり	なし	あり	なし	あり	同上
役所手続き代行	なし	あり	なし	あり	なし	あり	同上
金銭・貯金管理	なし	あり	なし	あり	なし	あり	やむを得ない場合のみ実施
健康管理サービス							
定期健康診断(医療機関で実施)	なし	あり	なし	あり	なし	あり	人間ドックは実費(年1回希望者対象)
健康相談	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
生活指導・栄養指導	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
服薬支援	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
生活リズムの記録(排便・睡眠等)	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
入退院時・入院中のサービス							
移送サービス	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
入退院時の同行(協力医療機関)	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
入退院時の同行(協力医療機関以外)	なし	あり	なし	あり	なし	あり	協力医療機関以外は、1,575円(税込)／30分＋交通費実費
入院中の洗濯物交換・買い物	なし	あり	なし	あり	なし	あり	協力医療機関で週1回を超える場合、及び 協力医療機関以外は、1,575円(税込)／30分＋交通費実費
入院中の見舞い訪問	なし	あり	なし	あり	なし	あり	同上

生活支援サービス区分表

区分	サービス提供場所		心身の状態
生活支援サービス A	一般居室		<p>自立、又は要介護認定を受け、訪問介護等の在宅サービスを受けることで一般居室での生活ができる状態。 (サービス提供期間：最長 1 か月間)</p>
生活支援サービス B			<p>1. 自立、又は要介護認定を受け、訪問介護等の居宅サービスを受けることで一般居室での生活ができる入居者が、風邪などの比較的軽い一時的な疾病にかかったり、退院後の療養が必要な状態で、一般居室で療養する場合。 (サービス提供期間：最長 1 か月間)</p> <p>2. 入居時、自立していた入居者が、加齢等により日常生活に一部援助が必要で、要介護認定申請中の状態。 (サービス提供期間：介護保険サービスが開始されるまでの期間)</p>
生活支援サービス C	3 階 ロ イ ヤ ル ガ ー デ ン	一時静養室	<p>一般居室にて生活している入居者が、風邪などの比較的軽い一時的な疾病にかかったり、退院後の療養が必要な状態で、一時静養室で療養する場合。 (サービス提供期間：最長 1 か月間)</p>
		見守り付居室	<p>1. 要介護認定を受け、訪問介護等の在宅サービスを受けることで一般居室での生活ができていた入居者が、介護度が重くなり、一般居室での生活が困難で、一時的に見守り付居室で観察が必要となった状態。 (サービス提供期間：最長 6 か月間)</p> <p>2. 常時介護が必要で、見守り付居室に住み替えた状態。 (サービス提供期間：必要期間)</p>

生活支援サービス一覧表

当社は、自立者への一時的サービス、又は要支援、要介護者の状況及び希望に基づき、下記に定める「介護保険サービス以外の独自サービス」を提供します。

生活支援サービス区分 生活支援サービスを行う場所 サービス内容	生活支援サービスA 一般居室		生活支援サービスB 一般居室		生活支援サービスC 3階ロイヤルガーデン(一時静養室又は見守り付居室)	
	生活支援費で実施するサービス	別途利用料を徴収するサービス	生活支援費で実施するサービス	別途利用料を徴収するサービス	生活支援費で実施するサービス	別途利用料を徴収するサービス
	介護サービス					
●食事介助 (食事介助は、原則、3階ロイヤルガーデンで実施)					複数の要介護者等に対し1名の スタッフで実施する 食事介助	個別に実施する食事介助 1,575円(税込)/30分
●排泄介助・おむつ交換 (排泄介助は、原則、3階ロイヤルガーデンで実施)					突発的、臨時的な排泄介助	計画的な排泄介助 1,575円(税込)/30分
●おむつ代				実費		実費
●入浴(一般浴)介助・清拭 ●特浴介助 (入浴介助は、原則、3階ロイヤルガーデンで実施)				入浴3,150円(税込)/回(60分まで)、 清拭又はシャワー浴 1,050円(税込)/回 (20分まで)、超過10分毎525円(税込)加算	突発的、臨時的な入浴介助	入浴3,150円(税込)/回(60分まで)、 清拭又はシャワー浴 1,050円(税込)/回 (20分まで)、超過10分毎525円(税込)加算
●洗髪		実費		実費		実費
●身辺介助(体位変換・移動・着替え・口腔ケア等) (身辺介助は、原則、3階ロイヤルガーデンで実施)					突発的、臨時的な身辺介助	計画的な身辺介助 1,575円(税込)/30分
●機能訓練					必要に応じ実施	
●通院介助(協力医療機関)	初診時は、必要に応じ実施	再診以降は、必要に応じ 1,575円(税込)/30分 + 交通費実費	初診時は、必要に応じ実施	再診以降は、必要に応じ 1,575円(税込)/30分 + 交通費実費	初診時は、必要に応じ実施	再診以降は、必要に応じ 1,575円(税込)/30分 + 交通費実費
●通院介助(協力医療機関以外)		必要に応じ 1,575円(税込)/30分 + 交通費実費		必要に応じ 1,575円(税込)/30分 + 交通費実費		必要に応じ 1,575円(税込)/30分 + 交通費実費
生活サービス						
●居室清掃(一般居室)		実費	週1回30分程度実施	週1回を超える場合、実費		
●居室清掃(一時静養室、見守り付居室)					原則毎日実施	
●寝具交換(一般居室)			週1回まで実施	週1回を超える場合、525円(税込)/回		
●リネン交換(一時静養室、見守り付居室)					週2回実施	週2回を超える場合、1,575円(税込)/回
●日常の洗濯		実費	下着等水洗可能なもの週3回まで実施	週3回を超える場合、1,050円(税込)/回 及びクリーニングは実費	下着等水洗可能なもの週3回まで実施	週3回を超える場合、1,050円(税込)/回 及びクリーニングは実費
●居室への配膳・下膳		1,050円(税込)/回	必要に応じ配膳・下膳		必要に応じ配膳・下膳	
●3階ロイヤルガーデン(ダイニング)への配膳・下膳					毎食時、配膳・下膳	
●特別な食事(特別食・治療食)		実費		実費		実費
●おやつ		実費		実費		実費
●理美容師による理美容サービス		実費		実費		実費
●買い物代行(通常の利用区域)		指定日に1,575円(税込)/30分	週2回指定日に実施	指定日以外、1,575円(税込)/30分	週2回指定日に実施	指定日以外、1,575円(税込)/30分
●買い物代行(上記以外の区域)		指定日に1,575円(税込)/30分		指定日に1,575円(税込)/30分		指定日に1,575円(税込)/30分
●役所手続き代行		1,575円(税込)/30分		1,575円(税込)/30分		1,575円(税込)/30分
●金銭・貯金管理			やむを得ない場合のみ実施		やむを得ない場合のみ実施	
●看護師・介護士による見守り、巡回			必要に応じ実施		必要に応じ実施	
●一時静養室の利用			必要に応じ			
健康管理サービス						
●定期健康診断(医療機関で実施)	簡易健康診断(年1回)	人間ドック(年1回)	簡易健康診断(年1回)	人間ドック(年1回)	簡易健康診断(年1回)	人間ドック(年1回)
●健康相談、健康管理	必要に応じ実施		必要に応じ実施		必要に応じ実施	
●食事に関する相談	必要に応じ実施		必要に応じ実施		必要に応じ実施	
●服薬支援	必要に応じ実施		必要に応じ実施		必要に応じ実施	
●生活リズムの記録(排便・睡眠等)	必要に応じ実施		必要に応じ実施		必要に応じ実施	
●緊急対応(緊急コール、緊急入院等)	その都度		その都度		その都度	
入退院時、入院中のサービス						
●入退院時の同行(協力医療機関)	必要に応じ実施		必要に応じ実施		必要に応じ実施	
●入退院時の同行(協力医療機関以外)		1,575円(税込)/30分 + 交通費実費		1,575円(税込)/30分 + 交通費実費		1,575円(税込)/30分 + 交通費実費
●入院中の見舞い訪問(洗濯物交換・買い物等)	協力医療機関は、週1回実施	週1回を超える場合、及び 協力医療機関以外は、 1,575円(税込)/30分 + 交通費実費	協力医療機関は、週1回実施	週1回を超える場合、及び 協力医療機関以外は、 1,575円(税込)/30分 + 交通費実費	協力医療機関は、週1回実施	週1回を超える場合、及び 協力医療機関以外は、 1,575円(税込)/30分 + 交通費実費

生活支援サービスの提供においては、介護保険サービスを優先し、それに付加して生活支援サービスを提供する